

# 茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画改定(令和3年5月)の概要

## 本計画について

南海トラフ地震などの大規模地震に備え、住宅・建築物の耐震化を促進するための目標を定め、目標達成に向けて取り組む施策を市の計画として位置付け。耐震化の進捗状況を把握し、新たな目標に向けて更なる住宅・建築物の耐震化を促進するため計画を改定。

## 耐震化の目標 (府計画との整合を図る)

### 住宅

木造戸建、分譲マンションを含む全ての住宅

令和2年度  
目標 95%  
現状 92.7%



令和7年度  
目標 95%  
(目標を5年間スライド)

### 建築物

#### 多数の者が利用する建築物等

学校・病院・ホテル・事務所などの用途で一定規模以上のもの

令和2年度  
目標 95%  
現状 84.0%



所管省庁が公表する用途ごとの目標・耐震化率を把握

耐震診断が義務付けられている建築物に重点化して目標値を設定

#### 新たに目標値を設定

#### 要緊急安全確認大規模建築物

不特定多数の者及び避難に配慮を要する者が利用する大規模建築物

令和2年度  
現状 80%



令和7年度  
目標 おおむね解消

#### 要安全確認計画記載建築物

耐震診断義務化対象路線沿道にある一定の規模を超える建物及びブロック塀

令和2年度  
現状 28%



令和7年度  
目標 おおむね解消

### 市有建築物

令和2年度  
目標 95%  
現状 97.7%



耐震性を有しない建築物について引き続き対策を検討  
非構造部材の耐震化

## 施策の基本的な考え方 (取り組む施策)

- (1) 住宅・建築物改修費用負担軽減のための施策
- (2) 住宅・建築物に対する耐震化の支援や助言等
- (3) 所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備
- (4) 関係団体等との連携による積極的な耐震化の促進

## 施策に関する事項

### 木造戸建住宅

- (1) 戸別訪問やダイレクトメールによる働きかけ
- (2) リフォーム等の機会を捉えたアプローチ
- (3) 負担軽減の支援
- (4) 経済的な耐震改修工法・手法の普及
- (5) 平成12年以前に建築された木造戸建住宅の耐震化の普及啓発

### 共同住宅等

- (1) 戸別訪問やダイレクトメールによる働きかけ
- (2) 「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」の登録事業者の情報提供

### 多数の者が利用する建築物

- (1) ダイレクトメールによる働きかけ
- (2) 補助制度等による負担軽減につながる情報の周知

### 啓発及び知識の普及

- (1) 地震防災マップの公表
- (2) 避難路周辺における取り組み
- (3) 関係団体等と連携した情報提供等
- (4) 茨木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく普及啓発

### その他、耐震化の促進に必要な事項

- (1) ブロック塀等の安全対策
- (2) 非構造部材の安全対策
- (3) 建築設備の安全対策
- (4) 長周期地震動の対応

### 関係団体との連携

- (1) 大阪建築物震災対策推進協議会 (耐震診断、耐震改修講習会など)
- (2) 建築関係団体 (耐震フォーラム、個別相談会など)
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構との連携 (分譲マンションの耐震化に関する協定締結)